

令和 7 年度 特別事業に係る助成募集要項 (令和 7 年度事業実施・助成)

社会福祉法人大分県共同募金会

1 目 的

災害等準備金の法令に基づく取崩し金及び配分金戻入(配分した団体から残余等により配分金が戻ってきたもの)等を財源として、安全・安心なまちづくり事業や当年度に助成が必要な緊急事業のほか住民の要請等福祉ニーズに即応した特別事業への助成を行うこととする。

2 助成の対象となる団体

県内で、地域福祉活動、更生保護事業、その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者(国及び地方公共団体が設置、若しくは経営し、又はその責任に属するとみなされる者を除く。)及び、安全・安心なまちづくり活動に取り組む者で、下記事項に合致する団体を助成対象とする。

- (1) 活動・事業を開始後1年以上経過していること。
- (2) 法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること。
- (3) 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されていること。
- (4) 活動・事業から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- (5) 活動・事業の実績、内容及び財務の状況を自ら公開すること。
- (6) 活動・事業の計画、予算、決算等が整備されていること。
- (7) 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動について自ら積極的に参画・推進すること。

3 助成の対象となる活動・事業及び助成額

- (1) 県内での地域福祉活動、更生保護事業、その他の社会福祉事業及び、安全・安心なまちづくり活動で、令和7年度(助成決定通知後に)着手、令和7年度中(令和8年3月末までに完了する以下の活動・事業を助成対象とする。
- (2) 助成率は当該事業に必要と認められる額の75%以内(万円未満切捨て)とし、事業ごとの助成限度額は以下のとおりとする。

① 安全・安心なまちづくり事業 … 30万円以内

地震や風水害などによる自然災害の被害や、子どもが犠牲になる痛ましい事件等を未然に防ぐため地域での防災や防犯に取り組む活動(防災・防犯教育を含む)。

② 災害等により緊急(当年度中)に助成が必要な事業 … 100万円以内

③ その他特別事業 … 100万円以内

福祉ニーズに即応して社会福祉協議会が地域福祉活動計画に沿って行うもの等
(事業費の例)

- ・ 地域での支え合いに関する課題整理に伴う経費
- ・ 拠点づくりに伴う経費
- ・ 地域団体等との連携による地域福祉活動の仕組みづくりに伴う経費
- ・ 福祉団体等が地域福祉の担い手を増やす活動に要する経費
- ・ 福祉団体等が高齢者や障がい者等の移動手段の確保を行う活動に要する経費
- ・ 福祉団体等が教育機関または地方公共団体等と連携して行う地域福祉活動の経費
- ・ (社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画に沿ったものに限る)
- ・ 情報発信に伴う経費(社会資源マップなど地域福祉の見える化を図る)
- ・ 地域福祉活動用貸出用具等の購入費
- ・ 地域福祉活動のための車両購入費

4 助成対象からの除外

- (1) 経常的な運営費(人件費、役職員・構成員の旅費、食料費等)
- (2) 研修会、大会等に参加する経費(旅費、参加負担金等)
- (3) 主催する研修会、大会等における食料費、旅費・宿泊費(講師、助言者等に係るものは除く。)
- (4) 共同募金会の助成金以外の収入が期待でき、これによって当該活動・事業が実施できるもの
- (5) 同一団体による2年連続の同一内容事業
- (6) 車両購入等に係る経費(社会福祉協議会に係る車両は対象とする。)

5 助成金の申請

- (1) 助成を受けようとする団体は、「助成金交付申請書」【様式1～3】に関係書類を添付して、本会に提出すること。(郵送可)
- (2) 助成を受けようとする団体が、社会福祉法人である場合を除き、大分県社会福祉協議会又は共同募金委員会等の推薦状【様式4】を添付すること。
- (3) 申請期間 令和7年4月1日(火)から令和7年5月15日(木)
- (4) 提出・問い合わせ先
社会福祉法人 大分県共同募金会
〒870-0907 大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館3階
TEL:097-552-2371 FAX:097-552-6250
Eメール: kyoudoubokin@oita-akaihane.or.jp

6 助成決定通知

- (1) 助成団体及び助成決定額は、本会が設置する配分委員会により決定し通知する。
- (2) 3(2)②の事業を実施しようとする場合において、早急な助成実施の必要があると認められる場合は(1)に関わらず、会長が配分委員会委員長と協議のうえ、50万円を限度に決定し、事後、配分委員会の承認を得る。

7 事業の完了と助成金の支払い

- (1) 助成事業が完了した団体は完了報告書(様式5～8)を本会に提出すること。本会において助成事業の適正な実施を確認後、請求書(様式8)に基づき、助成金を支払う。(原則完了報告書提出月の翌月末まで、年度末(3月末)最終支払い)
- (2) 支払は団体名義の口座への振込(口座振替)による。
- (3) 支払いを受けた団体は領収書(様式9)を提出すること。

8 赤い羽根共同募金のPR

助成金により実施した事業については、本会の指示により、以下のとおり処理すること。

- (1) 機器などの購入の場合は、本会が配布する「赤い羽根シール」を貼ること。
- (2) 広報誌やイベント・講演会などの場合は、助成を受けた団体に関係する機関誌や冊子、資料等に助成で実施した旨を明示すること。

9 被助成施設・団体への監査

助成金により実施した事業に関して、本会は必要に応じて監査を行う。

10 助成金の取消、返還等

次のいずれかに該当した場合は、本会は助成決定を取消すものとする。この場合本会は助成金の一部または全部の支払いを行わないか、既に支払われている場合、助成金の支払いを受けた団体は、助成金の一部又は全部を返還しなければならない。

- (1) 申請書、完了報告書、添付資料等に虚偽の記載がある場合
- (2) 助成決定以前に事業に着手した場合
- (3) 助成決定を受けた年度内に事業を実施しなかった場合
- (4) 助成金の使途が事業計画と異なる場合
- (5) 助成事業の成果物の使途が恒常的に目的外と認められる場合
- (6) 助成事業の成果物の管理に著しい落ち度があった場合